

# 優れた技術や製品等を持つ県内中小企業者の 海外展開を応援します！

11 月末まで  
随時募集！  
(予算に達し次第  
終了)

支援対象経費の2分の1以内で、1 案件あたりの上限  
特許出願の場合 **150万円**、実用新案・意匠・商標の出願の場合 **60万円**  
冒認対策商標の出願の場合 **30万円**

※審査委員会を経て補助企業を決定します。  
※企業が複数案件を申請する場合は、当該企業に対する補助限度額は各案件の上限の範囲内において **300万円**。

補助対象企業 ※次の①～⑥のすべてに該当する必要があります。

- ①島根県内に事業所を有する中小企業者等（地域団体商標では商工会議所等も対象）。
- ②知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲があること。
- ③補助を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画していること。  
（冒認対策商標出願の場合は、外国における冒認出願対策の意思を有していること。）
- ④国や財団が行う事業実施後5年間の状況調査に協力すること。
- ⑤産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。
- ⑥補助事業に必要な書類の提出について出願業務を依頼する弁理士等の協力が得られる中小企業者。
- ⑦経済産業省におけるEBPM※に関する取組に協力すること。

（※）EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。

## 補助の対象となる経費

| 経費区分         | 内容              |
|--------------|-----------------|
| 外国特許庁への出願手数料 | 外国特許庁への出願に要する経費 |
| 現地代理人費用      | 現地代理人に要する経費     |
| 国内代理人費用      | 国内代理人に要する経費     |
| 翻訳費用         | 翻訳に要する経費        |
| その他          | その他財団が必要と認めた経費  |

## 賃上げ企業並びにワーク・ライフ・バランス推進企業に対する加点措置

本補助事業では、賃上げ企業並びにワーク・ライフ・バランス推進企業に対して、審査上の加点措置を実施します。

### 賃上げ企業

- 申請後の1事業年度又は1年（暦年）の期間において、給与総額又は一人あたりの平均受給額が、1.5%以上増加したかにより賃上げの判断をします。
- 企業が加点措置を希望する場合は、「申請時提出書類」に加えて、「賃金引上げ計画の誓約書及び従業員への賃金引上げ計画の表明書」の提出により受領とします。
- 採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概況説明書（写し）」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（写し）」の提出が必要です。
- 賃上げが1.5%に満たない場合は、「理由書」の提出が必要です。
- なお、賃上げ実績の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、**補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。**

### ワーク・ライフ・バランス推進企業

- 以下のうち、該当するものの認定証等の写しを提出した場合に審査時の加点措置を行うこととします。
- ①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）
- ②女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト（女性の活躍推進企業データベース）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）  
※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。
- ③次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くろみん認定企業・プラチナ認定企業）
- ④次世代育成支援対策推進法第12条に基づく行動計画を策定し、専用サイト（両立支援のひろば）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）
- ⑤青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

## 補助対象となる出願案件 ※次の①～③のすべてに該当する必要があります。

①申請書提出時点において日本国特許庁に既に特許・実用新案（PCT 出願を含む）、意匠、商標出願を行っており、これから外国特許庁へ下記いずれかの方法により出願予定のものであること。

- （ア）パリ条約等に基づき、優先権等を主張して外国特許庁へ出願する方（但し商標登録出願の場合は優先権主張を要しない）
- （イ）特許協力条約に基づき外国特許庁への出願を行う方法（PCT 出願を同国の国内段階へ移行する方法）
- （ウ）マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（マドプロ出願）
- （エ）優先権の主張を伴うハーグ協定に基づく意匠のハーグ出願

②令和8年2月27日までに、外国特許庁への出願および代理人等への振込みを完了して実績報告書を当財団へ提出する見込みであること。

③先行技術調査等から外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること。

※採択案件について、事業終了後、外国特許庁で審査請求が必要なものについては、期日までに必ず行っていただくことになります。また中間対応が生じたものについては原則として応答いただくことが必要です。

※採択された場合は、企業名、所在地、出願種別、交付決定金額等、外部公表いたします。

※申請時・事業実施期間中・事業報告提出時等に提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、審査、管理、確定、精算といった一連の業務遂行のために利用します。

## 申請書類について

申請書類については下記サイトからダウンロードください。

[https://www.joho-shimane.or.jp/news/wanted\\_subsidy/11589](https://www.joho-shimane.or.jp/news/wanted_subsidy/11589)

※経済産業省が運営する補助金申請システム「JGrants（J グランツ）」を併用した申請も可能になります。詳しくはお問合せください。

## お申込み・お問合せ先

公益財団法人しまね産業振興財団 新事業支援課（担当：杉原・景山）  
島根県松江市北陵町1番地テクノパークしまね1階  
TEL：0852-60-5112 FAX：0852-60-5106  
E-mail：sat@joho-shimane.or.jp

## その他

■海外の特許出願において、審査請求と中間対応については、INPIT の補助制度のご活用が可能です（出願対象国などのほか、申請には一定の条件がありますので詳しくは以下の問い合わせ先にご確認ください）。

＜お問い合わせ先＞

INPIT（独立行政法人工業所有権情報・研修館）知財活用支援センター 企画調整担当  
TEL：03-3581-1101 E-mail：ip-ct06@inpit.go.jp

■知的財産に関して、INPIT 島根県知財総合支援窓口で相談が可能です。必要に応じて専門家を派遣します。

＜お問い合わせ先＞

島根県松江市北陵町1番地テクノパークしまね1階  
INPIT 島根県知財総合支援窓口  
TEL：0852-60-5145  
FAX：0852-60-5148  
E-mail：chizai@joho-shimane.or.jp

  
SHIMANE  
INDUSTRIAL  
PROMOTION  
FOUNDATION  
公益財団法人  
しまね産業振興財団